平成２３年（フ）第３号
兵庫県佐用郡佐用町久崎372番地
債務者　伊東　光夫
1　決定年月日時　平成23年３月11日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月13日まで
神戸地方裁判所龍野支部

平成２３年（フ）第１２号
兵庫県南あわじ市市青木298番地１　栄和興業寮105号
債務者　北野こずゑこと　北野こずえ
1　決定年月日時　平成23年３月11日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月13日まで
神戸地方裁判所洲本支部破産再生係

平成２２年（フ）第５８号
山口県長門市深川湯本336番地１
債務者　林　佐知子
1　決定年月日時　平成23年３月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月13日まで
山口地方裁判所萩支部

平成２２年（フ）第９０８号
熊本市良町２丁目７番１―404号
債務者　中山　　確
1　決定年月日時　平成23年３月11日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月13日まで
熊本地方裁判所民事第１部

平成２２年（フ）第１１２３号
熊本市十禅寺１丁目７番21号
債務者　登本　慶太
1　決定年月日時　平成23年３月11日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月13日まで
熊本地方裁判所民事第１部

平成２２年（フ）第１０３号
熊本県玉名郡長洲町大字宮野3005番地２
債務者　杉本智香子
1　決定年月日時　平成23年３月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月13日まで
熊本地方裁判所玉名支部

平成２３年（フ）第３号
福井県鯖江市鳥羽３丁目３番８―１号
債務者　成沢潤一こと　成　　潤一
1　決定年月日時　平成23年３月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月16日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第１０号
福井市飯塚町第７号51番地
債務者　長谷部彌昌
1　決定年月日時　平成23年３月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月16日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第１９号
福井県丹生郡越前町小樟第５号28番地
債務者　濵野由美子
1　決定年月日時　平成23年３月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月16日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第４３号
福井市大島町戌亥502番地１
債務者　佐嶋　恵美
1　決定年月日時　平成23年３月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月16日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第１２９３号
北九州市八幡西区本城３丁目２番３―401号
債務者　岡村　郁雄
1　決定年月日時　平成23年３月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月16日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２３年（フ）第５７号
北九州市小倉北区黄金２丁目２番７―303号
債務者　東　めぐみ
1　決定年月日時　平成23年３月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月16日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２３年（フ）第７０号
北九州市八幡東区春の町１丁目２番18号
債務者　松永　　稔
1　決定年月日時　平成23年３月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月16日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２３年（フ）第８６号
北九州市小倉北区下富野１丁目９番35号
債務者　今村由紀子
1　決定年月日時　平成23年３月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月16日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２３年（フ）第９９号
北九州市八幡西区医生ケ丘８番30号
債務者　三宮　　翔
1　決定年月日時　平成23年３月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月16日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２３年（フ）第１０３号
北九州市小倉南区上吉田３丁目22番17―502号
債務者　小屋野美名子（旧姓石見）
1　決定年月日時　平成23年３月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月16日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２３年（フ）第１３１号
北九州市八幡西区東折尾町３番31―603号
債務者　野村　　愛
1　決定年月日時　平成23年３月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月16日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２３年（フ）第１４９号
北九州市小倉北区黒原３丁目10番10―203号
債務者　奥迫　精子
1　決定年月日時　平成23年３月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月16日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部